

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 長 官 室
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課) 一

○過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二

○復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 三

訓 令 甲

○宮城県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

(税務課) 三

規 則

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十八号

宮城県条例施行規則の一部を改正する規則

宮城県条例施行規則(昭和二十九年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条の九第一項中「、第五十五条の四第二項」、「第七十二条の三十九の四第二項」及び「、第三十二条の三第三項」を削り、同条第二項中「、第五十五条の四第三項」及び「、第七十二条の三十九の四第三項」を削る。

第十三条中「、第五十五条の四第三項」及び「、第七十二条の三十九の四第三項」を削る。

第二十二条第一項中「第五十三條第四十項及び第四十一項」を「第五十三條第五十九項」に改め、

同条第二項中「第五十三條第四十二項」を「第五十三條第六十項」に改める。

第四十二条の三中「条例第七十四条第二項の承認を受けている者」を「条例第七十四条第二項の規定により帳簿(同項に規定する帳簿をいう。以下この条において同じ。)に係る電磁的記録等(同項に規定する電磁的記録等をいう。以下この条において同じ。)の保存をもつて当該電磁的記録等の保存を行う場合)に改め、「定める要件」の下に「当該者が特定要件に従つて当該電磁的記録等の保存を行う場合には、第一号ハに掲げる要件を除く。」を加え、「承認を受けている帳簿(以下本節において「帳簿」という。)に係る同項に規定する」及び「(以下本節において「電磁的記録等」という。)」を削り、同条第一号中「本節」を「この条」に、「イからホまで」を「イからハまで」に改め、

同号イ及びロを削り、同号ハ中「(当該帳簿に係る電子計算機処理)」の下に「(電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「掲げる者が開発したプログラム」を「規定する者が開発したプログラム」に、「条例第七十四条の二第一項に規定するプログラム」を「電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたもの」に、「本条及び次条第二項」を「この条」に、「当該条例第七十四条第二項に掲げる者が開発したプログラム」を「当該者が開発したプログラム」に改め、同号ハ(1)中「電子計算機処理システム」の下に「(電子計算機処理に関するシステムをいう。以下この条において同じ。)」を加え、同号ハを同号イとし、同号中ニをロとし、ホを削り、同号に次のように加える。

ハ 地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようしておくこと。

第四十二条の三第二号中「電子計算機出力マイクロフィルム 次のイからハまで」を「条例第七十四条第二項に規定する電子計算機出力マイクロフィルム(以下この条において「電子計算機出力マイクロフィルム」という。)

次のイからハまで」に改め、同号ロ(2)(i)中「掲げる」を「規定する」に改め、「(前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものを含む。)」を削り、「記名」を「その氏名」に改め、同号ロ(2)(ii)中「記名」を「氏名」に改め、同号ハ及びニを削り、同号ホ中「場合」を「場所」に改め、同号ホを同号ハとし、同号ヘを削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する特定要件とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める要件をいう。
一 条例第七十四条第二項の規定により帳簿に係る電磁的記録の保存をもつて当該帳簿の保存に代えようとする者 次に掲げる要件(当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようになっている場合には、ハ(2)及び(3)に係る部分に限る。)に掲げる要件を除く。

イ 当該帳簿に係る電子計算機処理に、次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

- (1) 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。
- (2) 当該帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行つた場合には、その事実を確認することができること。
- ロ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項と関連帳簿（当該帳簿に関連する帳簿をいう。ロにおいて同じ。）の記録事項（当該関連帳簿が、条例第七十四条第二項の規定により当該関連帳簿に係る電磁的記録等の保存をもつて当該関連帳簿の保存に代えられているものである場合には、当該電磁的記録等の記録事項）との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
- ハ 当該帳簿に係る電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を確保しておくこと。
 - (1) 利用年月日及び利用金額（2）及び（3）において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
 - (2) 記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
 - (3) 記録項目を組み合わせて条件を設定することができること。
- ニ 条例第七十四条第二項の規定により帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該帳簿の保存に代えようとする者 次に掲げる要件
 - イ 前号に定める要件
 - ロ 前項第二号ロ(2)(i)の電磁的記録に、前号イ(1)及び(2)に規定する事実及び内容に係るものが含まれていること。
 - ハ 当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて、帳簿の種類及び利用年月日その他の日付を特定することによりこれらに対応する電子計算機出力マイクロフィルムを探し出すことができる索引簿の備付けを行うこと。
 - ニ 当該電子計算機出力マイクロフィルムごとの記録事項の索引を当該索引に係る電子計算機出力マイクロフィルムに出力しておくこと。
 - ホ 当該帳簿の保存期間（条例第七十四条第一項の規定により帳簿の保存をしなければならないこととされている期間をいう。）の初日から当該帳簿に係るゴルフ場利用税の法定納期限（法第十一条の四第一項に規定する法定納期限をいう。）後三年を経過する日までの間、当該電子計算機出力マイクロフィルムの保存に併せて前項第一号ロ及び前号ハに掲げる要件（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ（2）及び（3）に係る部分に限る。）に掲げる要件を

除く。）に従つて当該電子計算機出力マイクロフィルムに係る電磁的記録の保存をし、又は当該電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能（同号ハに規定する機能（当該者が地方税に関する法令の規定による当該帳簿に係る電磁的記録の提示又は提出の要求に応じることができるようにしている場合には、同号ハ(1)に掲げる要件を満たす機能）に相当するものに限る。）を確保しておくこと。

第四十二条の四及び第四十二条の五を削る。

附則第九項中「令和三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

別表様式第八十四号の項を次のように改める。

様式第八十四号 削除

別表様式第八十四号の三から様式第八十六号の項までを次のように改める。

様式第八十四号の三から様式第八十六号まで 削除

様式第八十四号を次のように改める。

様式第八十四号 三三三

様式第八十四号の三から様式第八十六号までを次のように改める。

様式第八十四号の三から様式第八十六号まで 三三三

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十二条の三の改正規定（同条第二号ロ(2)(i)中「記名」を「その氏名」に改める部分並びに

同号ロ(2)(ii)及び同号ホの改正規定に限る。）及び附則第九項の改正規定 公布の日

二 第十二条の九、第十三条及び第二十二條の改正規定 令和四年四月一日

2 改正後の附則第九項の規定は、令和三年四月一日から適用する。

（経過措置）

3 改正後の宮城県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第四十二条の三第二項の規定の適用については、改正前の宮城県県税条例施行規則第四十二条の三第一号ロに規定する承認を受けている同号ロに規定する関連帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項は、新規則第四十二条の三第二項第一号ロに規定する関連帳簿の記録事項とみなす。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十二日

○宮城県規則第百十九号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（昭和四十五年宮城県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「弊（~~害~~）」「弊（~~害~~）」を「~~弊（害）~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による様式第一号については、当分の間、改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による様式第一号とみなす。

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百二十号

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則（平成二十四年宮城県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則

第一条中「復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例」を「特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例」に改める。

第二条の見出し中「免除等」を「免除」に改める。

別記様式中「~~免除等申請書~~」を「~~免除申請書~~」に、「~~免除等~~」を「~~免除~~」に改め、同様式（その一）中「~~法人事業税免除等申請~~」を「~~法人事業税免除申請~~」に改め、同様式（その二）中「~~個人事業税免除等申請~~」を「~~個人事業税免除申請~~」に改め、同様式（その三）中「~~免除等申請~~」を「~~免除申請~~」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定による別記様式については、当分の間、改正後の特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例施行規則の規定による別記様式とみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十五号

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年七月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

宮城県県税事務取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十九条を次のように改める。

第五十九条 削除

別表様式第九十二号の二の項から様式第九十二号の四の項までを削る。

様式第九十二号の二から様式第九十二号の四までを削る。

附 則

この訓令は、令和四年一月一日から施行する。